

## 横浜市新山下地域ケアプラザ 職 員 倫 理 規 定

### (目的)

第1条 この規程は、横浜市新山下地域ケアプラザ職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職員の職務に対する使命感の自覚と高揚を促すとともに、職務の執行の公正さに対する地域住民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって社会福祉に対する地域住民の信頼を確保することを目的とする。

### (倫理原則)

第2条 職員は、横浜市新山下地域ケアプラザの職員であるという自覚と誇りを持ち、地域住民の信頼にこたえることができるよう全力を挙げて職務を遂行するとともに、勤務時間内はもちろん、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、自らを律して行動しなければならない。

### (職員の責務)

第3条 職員は、地域全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、法令、条例、規則その他の規程(以下「法令等」という。)及び上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、地域住民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等地域住民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 3 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- 4 職員は、地域住民の不信を招き、又は地域住民に不安を与えるようなことのないよう、職務上知り得た情報を適正に取り扱わなければならない。
- 5 職員は、職務の遂行に当たり、法令等若しくは上司の職務上の命令に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれがある行為の要求に応じてはならない。

### (不祥事防止のための研修の実施)

第3条 所長は、各部署において行われる不祥事防止のための研修について必要な事項を定めるとともに必要な指導及び助言を行う等不祥事防止に係る研修に関する総合調整を行うことにより、各部署における不祥事防止のための研修の促進を図るものとする。

- 2 所長は、必要があると認めるときは、各部署において行われる不祥事防止のための研修の実施状況等について、各部署担当に報告を求めることができる。
- 3 各部署担当は、当該部署において行われる不祥事防止のための研修を統括するとともに、当該研修について、定期的に所長に報告するものとする。

### (委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、所長が定める。

### 附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。